

論点に対する回答

分野	公正証書の作成に係る一連の手續のデジタル化について
省庁名	法務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>公正証書は社会の基盤をなす仕組みの一つであるが、その作成に係る一連の手續については、公証人法（明治 41 年法律第 53 号）の規律により、書面・押印・対面が原則とされている。</p> <p>このため、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「法務省は、遅くとも令和 7 年度までに公正証書の作成に係る一連の手續のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手續の I T 化に向けて民事訴訟法改正案が令和 4 年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。【令和 3 年度に工程表を作成し、遅くとも令和 7 年度までに順次措置】」とされた。</p> <p>また、昨年 12 月には、デジタル臨時行政調査会において、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための 5 つの原則（以下「デジタル原則」という。）が提示されたところであり、公正証書のデジタル化にあたってはデジタル原則に則した見直しが必要と考えられる。</p> <p>【論点 1】</p> <p>書面・押印・対面を原則とする業務フローが、法律で詳細に定められているが、「デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること」とのデジタル完結・自動化原則を踏まえ、公証役場における業務フローを含め、一連の手續についてデジタル技術を活用した対応が可能となるよう、見直しを行うべきではないか。</p> <p>また、アジャイルガバナンス原則を踏まえ、法律で一律かつ硬直的な事前規制を課すのではなく、リスクベースで確保すべき基準を設定し、デジタル技術等も活用して継続的な改善が可能となるような規律とすべきではないか。</p>	

【回答 1】

公正証書作成に係る一連の手続については、将来の紛争予防という公証制度の目的に鑑み、当事者の意思を慎重に確認することで証書の高度の証拠力を確保するという観点から、書面・押印・対面を求める厳格な手続が設けられていることについては御指摘のとおりです。今般の検討に当たっては、証書の高度の証拠力が損なわれないよう配意しつつ、例えば、公証役場において行われていた当事者意思の確認についてはウェブ会議システムを利用する、公正証書への署名捺印については電子署名によるなどして、一連の手続がデジタルで完結することとなるよう、検討を進めてまいりたいと考えています。

また、具体的な規律の検討に当たっては、上記の公証制度の目的を踏まえつつ、デジタル技術の進展等に応じて継続的な業務改善が可能となるよう、検討を進めてまいりたいと考えています。

【論点 2】

書面による場合であっても、真に署名捺印が必要かどうかを精査するべきではないか。

【回答 2】

現行公証人法においては、将来の紛争予防という公証制度の目的に鑑み、当事者の最終意思を慎重に確認するという観点から、公正証書の完成のための要件として、当事者の署名捺印を求めているところです。

今般、公正証書についてのデジタル化を検討するに当たっては、電子署名の活用等、当事者意思の確認についてもデジタル技術の活用を検討することになりますが、これに伴い、書面による公正証書の作成手続における署名捺印の意義についても改めて整理をする必要があり得ると理解しており、公正証書についてのデジタル化実現に向けたスケジュールも踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたいと考えています。

【論点 3】

公正証書の作成に係る一連の手続をデジタル化するためには、国民や公証人が使用するシステムを整備する必要がある。国が当該システムの整備を支援することも含めて検討いただいているものと認識しているが、現在の検討状況を説明願いたい。

なお、システム整備は、上記、デジタル完結・自動化原則及びアジャイルガバナンス原則のほか、官民連携原則、相互運用性確保原則、共通基盤利用

原則に則して行われる必要があるが、併せてご説明願いたい。

【回答 3】

公証人が担う事務のうち私署証書等の認証及び確定日付の付与については、既にデジタル化に対応した法律上の措置が講じられており、これに基づき、日本公証人連合会において、公証事務の手数料収入の一部を充てて必要なシステムを構築し、運用しているものと承知しています。公正証書についてのデジタル化に当たって必要となるシステムの整備についても、基本的には既存のシステムの活用を図りつつ進めることが費用対効果の観点からも合理的ではないかと考えていますが、整備の方策等を含め、整備の在り方については法務省としても積極的に関わりつつ、連携して取り組んでまいりたいと考えています。また、その際は、御指摘の各考え方も念頭に置きつつ、対処してまいりたいと考えています。

【論点 4】

デジタル原則においては、デジタルシフトへの組織文化づくりと具体的対応を進めることが求められている。公証人役場におけるデジタルシフトへの組織文化づくりと具体的対応について、法務省としてどのように進めていくのか、説明願いたい。

【回答 4】

公証人が担う事務のうち私署証書等の認証及び確定日付の付与については、既にデジタル化への対応が行われているところ、日本公証人連合会においては、これらの事務の運用が円滑なものとなるよう、マニュアルの作成、研修の実施等の各種の取組を講じているものと承知しており、法務省も、必要に応じてこれらの取組に協力しています。

制度改正の在り方やそれを踏まえたシステム整備の在り方を踏まえた検討が必要となるため、現時点において具体的な対応について申し上げることは困難ではありますが、公正証書の作成を含めたデジタル化により、公証事務全般のデジタル化が大きく進むことになるため、上記のような取組を充実・継続させつつ、より一層円滑な運用が確保されるよう働きかけを強めてまいりたいと考えています。

【論点 5】

公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について工程表を示し、デ

デジタル原則の観点を踏まえた今後の具体的な取組みの体制及びスケジュールについて説明願いたい。

【回答5】

公正証書の作成に係る一連の手續のデジタル化については、公証人法を含めた制度的に必要となる法令改正を実施するとともに、所要のシステムの整備が必要になります。このため、システム整備に先立ちまずは必要な法令改正を令和5年度中に行い、それを踏まえて必要なシステムの整備を令和6年度中を目途に進めていき、必要な周知広報を行った上で令和7年度中の運用開始を実現したいと考えています。また、これに合わせて日本公証人連合会と連携を図りつつ法務省としても法令改正やシステム整備等に向けて必要な体制を整えて対応してまいりたいと考えています。